

平成30年5月12日

こんにちは 連絡係の稲垣です。先日、寄生虫についての本を読みました。子供が興味があるというので。サバやイカに寄生するアニサキスについての記述の中で誤って生魚と一緒に呑み込むと、胃壁や腸壁を刺入し（もぐりこみ）激しい腹痛を…。うーん、恐ろしい。各務原市より情報がありました。ご確認のほどお願いします。よろしくご査収ください。

各務原市内居宅介護支援事業所 各位

平素より各務原市介護保険行政にご協力頂き誠にありがとうございます。各務原市介護保険課施設指導係長の大丸です。

昨日（5月10日）つつじ苑にて開催された主任ケアマネ部会に出席させていただき、本市のケアマネマネジメントに関する基本方針をご説明いたしました。その際配布した文書を添付いたしましたので、各事業所様におかれましても御一読頂けると幸いです。

またその場にて幾つかご質問を頂きましたので、周知を兼ねて回答させていただきます。

【質問1】

特定事業所加算の算定要件として『他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施』が追加された。

地域包括支援センターが開催する事例検討会に参加することで要件を満たすことになるか。

【回答1】

地域包括支援センターが開催する事例検討会への参加は、各務原市様式『特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙10-2）』の1.（9）「地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している」にあたります。

1.（13）「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施している」を満たしていることにはなりません。

なお、市町村や地域の介護支援専門員の職能団体と共同で事例検討会や研修会を実施した場合は評価の対象となります。（この場合2つ以上の法人の参加が必要です）

【質問2】

【質問1】でおこなう事例検討会、研修会の実施回数に条件はあるか。

【回答2】

実施回数についての条件はありません。

【質問3】

特定事業所加算における研修計画を策定しなければならない。様式は定められているのか。

【回答3】

任意の様式で構いません。

なお、計画については毎年度少なくとも次年度が始まるまでに計画を定める必要があります。

ただし、平成30年度については事例検討会等の概略や開催時期等を記載した簡略的な計画を同年度4月末日までに定め、共同で実施する他事業所等まで記載した最終的な計画を9月末までに定めてください。9月末までに策定していない場合は10月以降特定事業所加算を算定出来ません。

【質問4】

退院・退所加算について、カンファレンスに参加しない場合、病院等の職員からの情報収集を行なう必要がある。

情報収集を行なったという記録は支援経過記録に入れておけば問題ないか。

【回答4】

何らかの形で情報収集を行なった支援経過等が残されていれば問題ありません。

以上お手数かけますがご確認頂けると幸いです。今後もよろしくお願ひしま

す。

= * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * =

岐阜県各務原市 健康福祉部 介護保険課

施設指導係長 大丸 隆志

TEL : 058-383-2067 FAX : 058-383-6365(代)

代表メール : kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

個人メール : daimaru-takashi@city.kakamigahara.lg.jp

= * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * = * =